

平成 21 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 パブ リ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 嶋 秀 紀
(JASDAQ・コード番号 7830)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 木 下 浩
電 話 番 号 052 (653) 3721 (代表)

当社の非上場化のための定款一部変更等及び 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部取得について、平成 21 年 11 月 18 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1. 当社の定款の一部変更（定款一部変更の件 I 及び II）

1. 定款一部変更の件 I

(1) 変更の理由

平成 21 年 9 月 25 日付当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ビックアイ株式会社（以下「ビックアイ」といいます。）は、平成 21 年 8 月 11 日から平成 21 年 9 月 24 日まで当社の普通株式に対する公開買付けを行い、平成 21 年 9 月 30 日（決済開始日）をもって、当社普通株式の 2,280,691 株（議決権を行使することができる株主の議決権の数 3,939 個（平成 21 年 9 月 30 日現在）に対する所有割合 57.88%）を保有し、ビックアイ及び当社の第二位株主である大嶋秀紀氏（所有株式数 537,900 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：13.57%）、当社の第三位株主である大嶋小夜子氏（所有株式数：450,000 株、所有割合：11.35%）、当社の第四位株主である大嶋紀元氏（所有株式数：447,000 株、所有割合：11.27%）、当社の第五位株主である後藤由起子氏（所有株式数：60,000 株、所有割合：1.51%）、当社の第七位株主である後藤太郎氏（所有株式数：15,000 株、所有割合：0.38%）の他、大嶋日向子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋真理子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋麻紗子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）（以下大嶋秀紀氏、大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏、大嶋麻紗子氏を総称して「創業家一族」といいます。）の保有分と併せて 96.22%を保有するに至っております。

当社を取り巻く経営環境は、世界金融危機に端を発した世界経済の低迷により、我が国の景気を牽引してきた輸出が急激に落ち込み、これが生産減・企業収益の悪化・設備投資の大幅減へと繋がり、さらには雇用悪化と個人消費の低迷をもたらす等、当社は、大変厳しい状況下に置かれました。当社を取り巻く経営環境の悪化は、予想以上のスピードと規模で一気に押し寄せ、平成 21 年 3 月期の売上高は 69 億円（前年同期比 15.5%減）と 12 億円の減収となりました。また、利益面においても大幅な売上減に伴う減益と、生産量減に伴う生産効率悪化に加え、原材料価格の高騰により、創業来初の営業損失を計上しました。繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩したこともあり、平成 16 年 3 月

期に固定資産売却損 11 億円を計上して以来の当期純損失を計上する等、極めて厳しい状況となっております。

当社の代表取締役社長である大嶋秀紀氏は、このような厳しい状況下において、当社が長期的な視点に立って当社の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、当社の経営理念である「①自社ブランド製品の製造販売（自社ブランドの下に、自社で企画開発・生産し、独自の販売ネットワークにて市場に供給すること）、②業務用椅子・テーブル業界No.1（営業力の強化、企画開発力の充実、生産体制の合理化を推進すること）、③安定的な収益構造の確立と永続的な成長（利益が生まれ、優秀な企業であると評価され、社員へ高給優遇し、国家社会に貢献すること）」を実践し、当社の企業価値を向上させるためには、大規模かつ迅速なコスト削減、製品の品質向上、長期的な視野に立った連結対象子会社を含めた当社企業グループ全体の統廃合を含む、事業の再構築等の抜本的な改革が必要との結論に至りました。

なお、当社は、平成 18 年 2 月に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場することにより、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受して参りました。しかしながら、近年、金融商品取引法の改正に伴う内部統制制度への対応を初め、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等、株式の上場を維持するために必要なコストが急速に増大しております。また、こうした傾向は、今後さらに増大することが予想されることから、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫していることも事実であります。

以上を踏まえ、当社では、平成 21 年 8 月 11 日付意見表明報告書記載のとおり、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社を非上場化することに賛同の意見表明をいたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別個の種類株式（以下「当社種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が本株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①及び②による変更後の定款に基づき、本株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）を有する株主（但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、ビックアイ及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する当社種類株式が 1 株未満の端数となるように、当社種類株式を交付することにより、ビックアイ及び創業家一族のみが当社の株主となるようにすること。

定款一部変更の件 I は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を実施する前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、下記（2）の内容の A 種類株式を設けることとしております。なお、下記第 2. 「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は、A 種類株式としており、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種類株式の数は、ビックアイ及び創業家一族以外の各株主様に対して割り当てられる A 種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、50,000 分の 1 株とさせていただきます。

会社法第 171 条ならびに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が本株主総会の決

議によって全部取得条項付普通株式を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、ピックアップ及び創業者一族以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をピックアップに対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に225円（ピックアップが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件Iは、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものです。

なお、定款一部変更の件Iに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Iに係る議案のご承認が得られた時点から効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行のまま)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、13,800,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、13,800,000株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数はそれぞれ、普通株式13,799,000株、A種種類株式は1,000株とする。</u>
(新設)	(A種種類株式) 第6条の2 当社は、 <u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種登録株式質権者」という。）に対し、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産分配後、なお残余する財産があるときは、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者及びA種株主またはA種登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行のまま)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式について</u>

	は1,000株とし、A種種類株式については1株とする。
第9条～第16条 (条文省略)	第9条～第16条 (現行のまま)
(新設)	<u>(種類株主総会への準用)</u> 第16条の2 第14条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。 2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について準用する。 3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について準用する。
第17条～附則第2条 (条文省略)	第17条～附則第2条 (現行のまま)

2. 定款一部変更の件Ⅱ

(1) 変更の理由

定款一部変更の件Ⅰにおいてご説明申し上げましたとおり、当社が企業価値の維持・向上を図るためには、当社を非上場化することが最良と考えております。

定款一部変更の件Ⅱは、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更の件Ⅰによる変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、下記(2)の条項を新設するものであります。本臨時株主総会において定款一部変更の件Ⅱに係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、本株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主(当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の③)、取得対価は、上記「当社定款の一部変更 1. 定款一部変更の件Ⅰ (2) 変更の内容」の定款変更により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき交付する当社A種種類株式の数は、ブックアイ及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満となるように、50,000分の1株としております。

なお、定款一部変更の件Ⅱに係る定款変更の効力発生日は、平成21年12月25日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件Ⅱに係る定款変更の効力発生は、定款一部変更の件Ⅰに係る議案による定款変更の効力が生じること、本臨時株主総会において下記第2の全部取得条項付普通株式の取得に係る議案について原案どおりご承認が得られること及び本臨時株主総会と併せて開催させていただく普通株主様による種類株主総会において定款一部変更の件Ⅱの追加変更案と同内容の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件Ⅰによる変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> 第6条の3 当会社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株

	式と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を50,000分の1株の割合をもって交付する。
--	--

第2. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記定款一部変更の件Ⅰにおいてご説明申し上げましたとおり、当社が企業価値の維持・向上を図るためには、当社を非上場化することが最良と考えております

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに定款一部変更の件Ⅰ及び定款一部変更の件Ⅱによる変更後の定款に基づき、本株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

定款一部変更の件Ⅱによる変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、定款一部変更の件Ⅰにおける定款変更により設けられるA種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付する当社A種類株式の数は、ビックアイ及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種類株式の数が1株未満となるように、50,000分の1株としております。この結果、ビックアイ及び創業家一族以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられるA種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案のご承認が得られた場合に、株主様に交付されることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種類株式について、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得てビックアイに対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に225円（ビックアイが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の引換えに交付する取得対価及びその交付に関する事項

会社法第171条ならびに定款一部変更の件Ⅰ及び定款一部変更の件Ⅱによる変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主の株主様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式を50,000分の1株の割合をもって割り当てます。

(2) 取得日

平成21年12月25日といたします。

(3) 効力発生日等

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件Ⅰ及び定款一部変更の件Ⅱによる定款変更の効力が生ずることを条件として、上記2（2）の取得日に効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成 21 年 12 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

第 3. 本定款一部変更等の日程の概略（予定）

臨時株主総会・種類株主総会招集決定取締役会	平成 21 年 10 月 16 日（金）
臨時株主総会・種類株主総会	11 月 18 日（水）
定款一部変更の件 I に係る定款変更の効力発生日	11 月 18 日（水）
整理銘柄指定	11 月 19 日（木）
当社普通株式の最終売買日	12 月 18 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	12 月 19 日（土）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	12 月 24 日（木）
定款一部変更の件 II に係る定款変更の効力発生日ならびに全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	12 月 25 日（金）

以 上